**千葉市条例第３２号**

**千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例**

**手話は、音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語としてろう者の間で大切に引き継がれ、発展し、ろう者独自の文化を育んできた。しかしながら、明治１３年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育における口話法の優位性が宣言されて以降、平成１８年の国際連合における障害者の権利に関する条約の採択まで、手話は言語として認められてこなかった。我が国においても、長年にわたり同様の状況が続くなど苦難の歴史を経て、平成２３年に障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）が改正され、手話が初めて言語として位置付けられ、平成２６年の同条約の批准に至った。我々は、その事実を正しく認識するとともに、手話言語を獲得し、又は習得し、及び使用する権利を保障し、普及促進に努めていく必要がある。**

**また、言語は、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるために不可欠なものである。****障害者のコミュニケーションについては、手話言語、点字、要約筆記及び触手話など、様々な手段を利用する体制が整いつつあるが、いまだ十分に普及しているとは言い難く、多くの障害者が不安や困難を抱えている。令和４年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法律第５０号）が施行され、地方公共団体に対して、情報技術の発展に応じた、より一層の施策の充実が求められている。**

**加えて、障害者のコミュニケーションの支援に当たっては、多様な障害の特性に応じた適切な支援が必要であることを認識する必要がある。例えば、タッチパネルの普及は視覚障害者には逆に不便となる場面が増えることなど、情報技術の発展は、障害の特性によっては必ずしも利便性の向上につながるものだけではない。また、聴覚障害者でも、人生の途中で障害を負い、手話ではなく要約筆記や筆談などを主に使用する中途失聴者や難聴者もいるほか、聴覚及び視覚の双方に障害がある盲ろう者など、障害の特性によって求められる支援は大きく異なる。**

**本市として、手話言語の理解や普及を促進し、将来世代へ継承するとともに、障害のある人のコミュニケーションの多様な手段を確保し、発展させることにより、障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会を構築するため、ここに、この条例を制定する。**

**（目的）**

**第１条****この条例は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、手話言語の理解及び普及を促進するとともに、障害者が、情報を十分に取得し、理解し、及び利用し、円滑にコミュニケーションを図るための基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進することにより、障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会を構築することを目的とする。**

**（定義）**

**第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。**

**（１）障害者****身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条に規定する特殊の疾病をいう。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。**

**（２）社会的障壁　障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。**

**（３）市民等　本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。**

**（４）事業者　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第２条第７号に規定する事業者をいう。**

**（５）****手話言語　手指、体の動き及び表情を使って、視覚的に表現する言語をいう。**

**（６）ろう者　聴覚障害がある者であって、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営むものをいう。**

**（７）盲ろう者　聴覚障害及び視覚障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。**

**（８）コミュニケーション****人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、心を通わせて理解し合うことをいう。**

**（９）コミュニケーション手段　手話言語、要約筆記、筆談、音訳、点字、指点字、触手話、手のひら書き、代筆・代読、平易な表現を用いた文章や絵図等、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等情報機器その他の障害者が情報を取得し、及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用するものをいう。**

**（10）コミュニケーション支援者　手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他の障害者が情報を取得し、及びコミュニケーションを行う際に必要な支援を行う者をいう。**

**（基本理念）**

**第３条****市、市民等及び事業者（以下「市等」という。）は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識の下、聴覚障害者、その家族その他手話言語を身に付けたいと思う者が手話言語を獲得し、又は習得し、及び使用する権利を尊重し、手話言語の理解の促進及び普及を目指すとともに、将来世代へ手話言語を継承していくものとする。**

**２　市等は、障害者の障害の特性に応じた手段によって情報を提供することにより、****障害者が情報を取得し、十分に理解し、選択し、意思決定ができることが保障されるようそれぞれの責務又は役割に応じた環境の整備に努めるものとする。**

**３　市等は、障害者がその障害の特性に応じた手段により情報の発信を行い、自身の意思を表明できることが保障されるようそれぞれの責務又は役割に応じた環境の整備に努めるものとする。**

**（市の責務）**

**第４条****市は、****基本理念に基づき、手話が言語であるということの理解の促進、手話言語の普及、手話言語を獲得し、又は習得し、及び使用する権利が守られる環境の整備****並びに障害者のコミュニケーションの支援に係る施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。**

**（市民等の役割）**

**第５条****市民等は、自己の障害の有無にかかわらず、基本理念に対する理解を深め、障害者が情報を取得し、及び利用することの重要性を認識し、市の施策に協力するよう努めるものとする。**

**（事業者の役割）**

**第６条****事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害者が情報を取得し、及び利用することの重要性を認識し、障害者に対し必要かつ合理的な配慮をするほか、市の施策に協力するよう努めるものとする。**

**（施策の推進）**

**第７条****市は、第４条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するものとする。**

**（１）****市民等及び事業者に対する手話が言語であるということの理解の促進、手話言語を獲得し、又は習得し、及び使用する権利が守られる環境の整備、手話言語の普及促進並びに手話言語の将来世代への継承**

**（２）****コミュニケーション手段の充実及び活用並びに障害者がその障害の程度にかかわらず障害のない者と同様に情報を取得し、理解し、及び自分の意思を自由に表明できる環境の整備**

**（３）****コミュニケーション支援者の育成**

**（４）****前３号に掲げるもののほか、第３条に規定する基本理念を達成するために必要な事項**

**（財政措置）**

**第８条　市は、前条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。**

**（****当事者等の意見聴取）**

**第９条****市は、第７条に規定する施策の実施の状況を確認するために、障害者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴く必要がある場合は、協議会（千葉市障害者施策推進協議会条例（平成４年千葉市条例第１４号）第１条に規定する協議会をいう。）に諮るものとする。**

**（公共施設等での啓発）**

**第１０条　市は、公共施設等において、市民等及び事業者に対し、手話言語への理解及び普及を促進させ、並びにコミュニケーション手段の利用を促進させるために、積極的な啓発に努めるものとする。**

**（学ぶ機会の提供）**

**第１１条　市は、障害者、コミュニケーション支援者、学校等及びこれらに関係する団体と協力して、市民等及び事業者が手話言語及び障害者が円滑にコミュニケーションを図るための支援について学ぶ機会の提供に努めるものとする。**

**（****コミュニケーション支援の体制の整備）**

**第１２条　市は、****ろう者に対し、行政手続等に必要なコミュニケーションのための支援を行うため、市内の行政手続を行う窓口等に手話通訳者を設置するものとする。**

**２　市は、障害者が社会生活を送る上で支援を必要とする場面での手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者及び代筆・代読支援者の派遣その他のコミュニケーション手段を提供する体制の整備及び充実に努めるものとする。**

**（障害の特性に配慮した情報発信等）**

**第１３条　市は、障害者が市政に関する情報を速やかに取得できるよう、コミュニケーション手段を使用して市政に関する情報を発信するとともに、行政手続に情報技術を活用するときは、障害者に対し、情報機器等の利用の支援を行うほか、情報機器等を利用することが困難な障害者に対して代替手段を確保する等、障害の特性に配慮して情報の発信等に取り組むものとする。**

**（****災害時のコミュニケーションの支援）**

**第１４条****市は、災害の発生時において、障害の特性に応じた災害の発生及び避難に係る情報の発信を行うこと、並びに避難所等における障害者の円滑なコミュニケーションが図られるよう、障害者の障害の特性に応じた支援の充実に努めるものとする。**

**（委任）**

**第１５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。**

**附　則**

**この条例は、公布の日から施行する。**